

選挙運動用自動車の使用に係る 公費負担届出書等

(愛南町議会議員選挙用)

- 1 この届出書等は、選挙運動費用の一部を公費の対象とすることができる届出の様式です。
- 2 様式は、今回配布する様式又は町ホームページで公開する様式(PDF等)を御使用ください。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

愛南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年4月13日執行

愛南町議会議員選挙

候補者氏名

⑨

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
運転手の 雇用					
燃料代					

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第 4 号(第 3 条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和 年 月 日

愛南町選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 4 月 13 日 執行
愛南町議会議員選挙
候補者氏名

㊞

次の選挙運動用自動車燃料代につき、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購入金額	購入金額のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累計金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごと別々に作成し、候補者から愛南町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第10号(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和 年 月 日

令和7年4月13日執行
愛南町議会議員選挙
候補者氏名

㊞

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が愛南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、愛南町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、愛南町に支払を請求することはできません。

様式第11号(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和 年 月 日

令和7年4月13日執行

愛南町議会議員選挙

候補者氏名

⑨

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が愛南町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、愛南町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出する選挙運動用自動車燃料代確認書の4 確認金額の欄に記載した額です。

様式第12号(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和 年 月 日

令和7年4月13日執行
愛南町議会議員選挙
候補者氏名

㊞

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が愛南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、愛南町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、愛南町に支払を請求することはできません。

様式第15号(第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

愛南町長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

⑨

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。)

愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和7年4月13日執行 愛南町議会議員選挙

4 候補者の氏名

5 振込先

振込先金融機関			銀行		支所
			農協		支店
貯金 種別	普通 ・ 当座	口座 番号		口座 名義	フリガナ

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、愛南町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙 1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙2(その1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	16,100円×1台＝ 16,100円	円	
計			円	

備考

- 1 この内訳書は、借入期間ではなく選挙運動期間のみについて記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙2(その2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販 売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基 準 限度額 (イ)	請求金額	備 考
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙2(その3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。